

## 第1回協議会議事録

### ・出席者

会長（静岡大学 色川教授）

副会長（静岡県立沼津東高等学校 神田校長）

副会長（沼津市消費者協会 金崎会長）

委員 沼津市子ども会育成連絡協議会 加藤氏

市川氏、深見氏（沼津市消費生活サポーター）

静岡県労働金庫沼津支店 梅本支店長

沼津市連合自治会 榊原会長

沼津市民生委員児童委員協議会 桐澤会長

静岡県弁護士会 渡邊弁護士

静岡県司法書士会 鈴木司法書士

学校教育課、生涯教育課、福祉企画室、長寿福祉課、地域自治課 各職員

消費生活相談員

### ・事務局

広報広聴課長、消費生活センター所長、職員2名

### ＜事務局＞

定刻となりましたので、只今から、平成 30 年度第1回「沼津市消費者教育推進地域協議会」を開催いたします。

皆様、本日はご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私、本日、司会を務めさせていただきます、広報広聴課消費生活センター 山口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、お手元の資料の確認をお願いいたします。

ホッチキス止めの資料が2つございます。1つが、表紙が次第となっているもの。こちらには本日の席次表や委員名簿等の参考資料をとじさせていただいております。

### 【参考：配布資料その1内容】

・次第

・席次表

・委員名簿

・協議会概要及び会議予定

・出前講座チラシ

・出前講座開催状況

・消費生活サポーター制度の概要

・ぬまづたからっこ通信(vol.1～3)

・イメージマップ

そしてもう一つ、表紙が「平成 30 年度消費者教育の取り組み方針について」となっているものです。本日はこちらをメインに協議会を進めていければと考えております。

【参考：配布資料その2内容】

- ・取り組み方針
- ・事業一覧
- ・取組状況集計結果

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。

2「委員及び事務局職員紹介」として、今年度もはじまって 5 か月が経とうとしておりますが、本日初めてお顔合わせをする委員の方もいらっしゃいますので、順番にお一人ずつご案内させていただきます。

まず、色川卓男 様です。

色川様は静岡大学教育学部で教授として消費者行政・消費者教育の研究と学生の指導をされています。また、消費者問題に関する行政への提案、要望等の活動を行う県域のネットワーク組織であります「消費者問題ネットワーク静岡」の代表としても活動されております。本協議会では会長としてご協力いただいております。

続いて 神田不二彦 様 です。

神田様は沼津東高等学校の校長先生をなさっております。本市推進計画では高校生への消費者教育に力を入れることとしていることから、高校生への消費者教育の取組についてご意見を伺うため、本協議会の委員として就任をお願いいたしました。

前委員の勝又津久志(様の後任として、本年度より就任いただいております。

続いて 金崎まゆ美 様です。

金崎様は沼津市消費者協会の会長をなさっております。消費者協会は消費者自らが消費者問題に関する調査や研修、情報提供等の活動を行っており、地域や学童に出前講座を実施するなど、消費者教育にも積極的に取り組んでおられます。行政としても、消費者教育の担い手として、期待しております。また、啓発活動の一環として、「ぬまづ消費生活展」を本市と共に開催しております。

続いて 加藤栄里 様です。

加藤様は沼津市子ども会育成連絡協議会の委員であり、「遊びの王国 in 沼津」など様々なイベントを通し子どもたちの育成に努めていらっしゃいます。小学校低学年からの学外での消費者教育についてご意見をお伺いするために委員就任をお願いしております。

続いて 市川隆 様です。

市川様は昨年度までは消費生活モニターとして、スーパー等の小売店での価格調査や研修会などを通じ、消費者としての意見を市に寄せて頂き、今年度からは後ほどご説明したいと思いますが、沼津市消費生活サポーターとして、研修や啓発活動への参加しながら、消費生活に関する市民の声を行政に対しいただきます。本協議会では消費者としての意見を伺うために委員として就任をお願いしております。

続いて 深見美代子 様です。

深見様も市川様同様、昨年度は消費生活モニターとして、そして今年度より消費生活サポーターとして活動をして頂いております。

続いて 梅本彰規 様です。

梅本様は沼津地区労働者福祉協議会 静岡県労働金庫沼津支店の支店長を務められております。地域に根差した労働者団体の代表として委員をお願いしております。前委員の片平達也様の後任として、今年度より委員に就任していただいております。

続いて 榊原昭雄 様です。

榊原様は沼津市自治会連合会の会長を務めていらっしゃいます。毎年、県作成の啓発チラシ「くらしのめ」を各自治会で組回覧していただいております。また各自治会様におかれましては、本市の出前講座を活用していただくなど、消費者教育推進のため、ご協力をいただいております。

続いて 桐澤勇 様です

桐澤様は沼津市民生児童委員協議会の会長を務めていらっしゃいます。毎年、一人暮らし高齢者実態調査の際に、高齢者への啓発チラシの配布にご協力をいただいております。

続いて 渡邊洋二郎 様です。

渡邊様は静岡県弁護士会所属の弁護士としてご活躍されています。消費者問題に精通した弁護士として、弁護士会から推薦をいただき、本協議会の委員に就任していただきました。県主催の連絡会議等でも法的見地からの助言をされています。

続いて 鈴木修司 様です。

鈴木様は静岡県司法書士会所属の司法書士としてご活躍されています。消費者問題に精通した司法書士として静岡県司法書士会から推薦をいただき、本協議会の委員に就任していただいております。

なお、本日は欠席されております、原田治行 様についてもご紹介いたします。原田様は株式会社日専連ソニックの代表取締役を務められております。

日専連ソニックは、前身は地元小売専門店の集まりである共同組合沼津専門店会でありまして、現在はクレジットカードの発行や、商品券発行、損害・生命保険、融資等を事業とされております。

本協議会では、事業所の代表として委員をお願いしております。

続いて 本市職員の委員を紹介します。

教育委員会 指導係指導主事 中島直也ですが、本日は代理で岩本智明が出席しております。学校教育課は、市内各小中学校の学校運営及び学習指導全般についての指導助言を行っております。

次に、教育委員会 生涯学習課市民学習係長 大里建一郎です。生涯学習課は市民や事業所向けに市職員を講師として派遣する出前講座事業を行っております。

次に、社会福祉課 福祉企画室室長 芹澤悦子です。福祉企画室は民生児童委員に関する業務を担当しております。

次に、長寿福祉課 高齢者支援係長 川口治代です。長寿福祉課は敬老行事の開催や老人クラブに関する業務等、高齢者支援のサービスを担当しております。

次に障害福祉課 支援係長 神原英司 ですが、本日は急な公務のため、欠席させていただきます。障害福祉課は障がい者の支援を担当しております。

次に、地域自治課 地域振興係長 加藤和敏 です。地域自治課は自治会活動の支援や市内に住む外国人の相談窓口、地域防犯などを担当しております。

次に、広報広聴課 消費生活センター相談員 渡辺恵子です。日ごろ、市民のみなさまからの消費生活に関するご相談をお受けする他、市内の自治会や老人会、学校等へ伺い、最近のトラブル事例等を紹介する講座を実施しております。

最後に、事務局職員を紹介します。広報広聴課長の加藤です。消費生活センター所長の朝倉・鍵山・山口です。

<事務局>

それでは、続いて次第の3 会長挨拶にうつります。色川会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

<会長>

成年年齢の引き下げをご存知の通り今年決まりまして、2022年から18歳からとなります。それにむけて、消費者庁としても消費者教育の取り組みとして若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム、目標ではですね、2022年度までに都道府県すべての高校で消費者教育を実施するというので、「社会の扉」という消費者庁が作ったパンフみたいな冊子があるのですが、それを利用した形で授業をしてくれないかと、消費者庁、全国の都道府県に働きかけています。静岡県はですね、その目標に向けてですね、今年度に社会の扉を使った授業をすべての高校で行うということを国と約束というかな、相談したということで、今取り組みが行われているのではないかと思います。

という形で、成年年齢の引き下げを含めてですね、社会様相の変化にあわせて、消費者教育をさらに推進していこうということで、ある意味波が来ているので、うまくこの波を使うと、非常に進みやすい状況にあるのかと思っています。もちろん学校だけでなく、高齢者向けも含め、教育ができないかと、いろいろな波が来ているので、うまく使って、こちらとしても対応するといいいのかなと思います。そうした形で推進していけるよう、協力できればと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

<事務局>

色川会長、ありがとうございました。では、これより議事に移ります。ここからは、進行を色川会長にお願いします。よろしく願いいたします。

<会長>

それでは4番の議事に移りたいと思います。まずは(1)平成30年度消費者教育推進計画事業計画と取り組み状況について、事務局からの説明をお願いします。

<事務局>

では事務局より、平成29年度の実績報告ということで説明をさせていただきます。資料は、「平成30年度消費者教育の取り組み方針について」が表紙になっている方をご覧ください。

まず、「1 消費者教育推進上の各主体事業数」ですが、昨年度までは、再掲を含んだ重点項目ごとの事業数、本資料で言うと2の実施状況から説明しておりましたが、まずどれだけの事業、種類が出ているかということで、1枚めくっていただいたA3資料「事業一覧」をご覧ください。本年度につきましては、全62の事業が各主体から消費者教育推進に関わる事業として報告を受けました。

概ね、昨年度までと同じ事業内容でしたが、例えばNo.51,52の看護専門学校における講義やNo.53の沼津市立高等学校の家庭基礎授業などは、今回はじめて担当部署より報告がありました。後ほどご説明します、本市出前講座の活用を打診したことや、駅周辺での街頭キャンペーンで沼津市立高等学校の生徒さんにも協力をいただいていることから、少しずつ「消費者教育に関わっている」という意識が広がったのではないかと考

えております。

また、静岡県労働金庫沼津支店様にも本年度より、新たに消費生活センターで作成しております啓発チラシ「たからっこ通信」の窓口配架にご協力いただいております。

こちらの表、ご覧いただきますとわかりますように、事業名がありまして、その次に重点目標1～5のどれに該当するかというのが「○」で表記されております。ご覧の通り、各事業、様々な重点項目に掛かっておりまして、これらを目標ごとに集計したものが、表紙に戻っていただいて、「2消費者教育推進上の重点目標別の実施状況」になります。本協議会では、これまで重点目標毎に該当する事業数によりそれぞれを評価しておりますので、今回年度ごとの事業数を並べてみますと、重点目標1、3、4につきましては、事業数がほぼ横ばいとなっております。少し減になっていますのは、例えば消費生活センターでも、広報誌や Facebook 等による情報発信をこれまで細分し、それぞれ個別事業としていたのですが、今回「各種媒体を活用した、消費生活に関する情報発信」として一本化したことによりその分減となっていることが一例として挙げられます。同様に、事業の見直しによる減もございました。

一方、重点目標2と5につきましては、事業数が増加しております。こちらは、目標2「各主体への意識付け及び実践方法の普及」につきましては、計画にも具体的な取り組みとして挙げられております出前講座や消費者と事業者の交流の機会を提供する「親子消費者教室」「夏休み親子エコ教室」のような事業を含めて集計したことによります。

目標5「消費生活センターの拠点化」につきましては、計画にあります「消費生活センターが中心となり、各主体に対し働きかけを行っている」ものとして、該当する事業を集計した結果となっております。本センターで実施しています事業については、Facebook をはじめ情報発信もしていることからこれに該当するものと判断しております。

その結果、全体での再掲を含んだ事業数については今年度 182 となり、前年度よりプラス 18 事業となっております。

すべてを説明すると膨大な時間がかかることから、事業実施状況を踏まえ、「3 平成 30 年度消費者教育における重点取り組み」として、特に推進していきたい取り組みを5つご説明いたします。ここからは、みなさまにも普段私ども事務局がどのような活動をしているのか、イメージしていただくため、パワーポイントでの事例紹介も交えてご説明したいと思います。

まず、(1)各主体における取組に関する情報集約と情報発信ということで、こちらは重点目標の1、2、5に当てはまるものです。重点取組ということで、各担当課・各主体で行われている各事業についての情報を消費生活センターで集約し、ホームページや Facebook ページ等を活用して、情報発信を行っていきたく考えています。スライドのように、現在、不定期ではありますが、消費生活センターの Facebook ページを活用して、他課の Facebook ページの投稿のシェアですとか、他機関の情報の発信を行い、情報の拡散を図っております。最近ですと、放課後児童クラブに対する出前講座の記事等、比較的多くの方に閲覧をいただきました。

また、本年度より消費生活川柳の募集を再開し、現在34作品が集まっております。今後は募集を続けるとともに、いただいた作品を各地区センターへポスター形式で掲示することや、トラブル事例を紹介する際に活用できれば面白いのではないかと考えております。なお、すべての作品は来年3月17日に開催予定の消費生活展において紹介したいと考えています。

その他、本日お渡しした資料にも添付していますが、啓発チラシ「たからっこ通信」を定期的に作成し、公共施設等で配架したり街頭キャンペーンで配布したりしています。なお、その中の青色のチラシは、委員であります桐澤様ら民生委員のみなさまのご協力のもと、一人暮らし高齢者の実態調査の際、一人暮らしの高齢者のみなさまにお配りしていただきましたし、ピンク色のチラシについては、来週、文化センターで行われる敬老行事や各地区の敬老行事にて、グッズとともに配布、啓発を行う予定です。

加えて、今年度は広報誌にもトラブル事例として掲載をしております。画面は6/15号の紙面ですが、その時は「強引な押し買いにご注意を」として記事を掲載しましたところ、まさかの発刊日当日、「広報誌を見たけど、今市職員で不用品を回収しているという男性が来ている」といった相談をお受けするなど、やはり市民のみなさまがご覧になる広報誌に掲載する効果と言いますか、影響力を感じました。なお、次回は9/15号にて、ショートメッセージサービスによる架空請求に対する注意喚起を掲載する予定です。

2つ目は(2)高齢者見守りに向けた地域包括支援センターとの連携強化ということで、こちらは重点目標3に当てはまるものですが、こちらは長寿福祉課にもお願いし、市内12箇所にある地域包括支援センターに対し、4月11日の運営会議にて悪質商法・詐欺等の発生に関する情報の共有の強化と出前講座等啓発活動への協力を要請しました。7月末時点で8件の情報提供があり、それらの情報は速やかにその他の地域包括支援センターにメールにて情報共有し、被害を未然に防ぐよう努めております。最近ですと、(事例紹介)のような情報提供がありました。また、4団体において出前講座の実施が決定し、高齢者が遭いやすい消費者トラブルといった内容で実施しております。

3つ目は(3)市内学校における出前講座の実施拡充ということで、重点目標4に当てはまるものですが、本市の計画でも「高等学校における消費者教育に力を入れていく」と記載されていること、またみなさまご存知の通り民法改正による成年年齢の引き下げも2022年の4月からということで、若者に対する消費者教育が重要となっていることから、本年度改めて力を入れていきたいと考えております。

本年度は、まずは消費生活センターの存在と出前講座についてのPRをすべく、例えば小中学校の校長会、こちらは委員にもなっている学校教育課に協力をいただき、そちらで資料の提供、事業の説明をしていただいたほか、生涯学習課協力のもと、小中学校PTAのみなさまにも出前講座についてPRさせていただきました。さらに、昨年度同様、放課後児童クラブ、こちらの運営委員会にも出席させていただき、事業の紹介をいたしました。結果としては、現時点で放課後児童クラブ、全部で35あるのですが、うち23のクラブに対し、この夏休みの時期を利用し、出前講座を実施しました。

そして高校に関しましては、私立高校については、全校に対しご連絡し、お時間いただ

ける場合には直接事業についての PR に伺いました。公立高校については、副会長の神田先生のご協力のおかげで、地区校長会へ出席させていただくことができ、そちらでご説明後、各校へ個別にご説明に伺いました。また、専門学校においても直接ご説明に伺いました。

その結果、7月末時点で高等学校4校、専門学校1校、放課後児童クラブ23クラブにおいて実施が決定し、昨年度より高校、学校等に対し出前講座を実施することができております。

スライドを見ていただきますと、こちらは放課後児童クラブの様子ですね。「エコ」「お金の使い方」をテーマに、紙芝居や〇×クイズ、おさいふづくり、お買い物ゲームなどを行いました。

ちなみに、報道機関へも投げ込みをしたところ、このように記事にもしていただき、例えば長泉町の消費生活センターの職員の方が視察に来られるなど、PR もできたのではないかと考えております。

高校・専門学校に関しましては、7月31日、こちらは加藤学園暁秀中・高等学校の教職員のみなさまに対し講座を行った様子ですが、同時にアンケートもお願いしたところ、一定の評価をいただくことができました。

また、8月1日には、こちらは沼津情報ビジネス専門学校の生徒のみなさん、536名に対して講座を行い、これから夏休み前の生徒のみなさんに、消費者トラブルに注意するよう啓発を行いました。

講座を行っている、例えば〇×クイズなど、簡単でも参加できるものがあると、みなさんも興味をもっていただけるような感じを受けましたし、やはり「実際にこんな相談を受けています」と言うと、みなさん真剣な表情で聞いてくれる印象を受けました。

今年度は、新年度が始まってからの動きだしということもあり、やはり「カリキュラムが決まった後ではなかなか難しい」という声もいただきましたが、今後はせつかくご挨拶・ご説明も各校に対してできましたので、今後も連絡をとり、講座、消費生活センターの活用を検討していただくよう働いていこうと思います。

なお、現時点での今後の学校に対しての予定はスライドの通りです。

講座の種類としては、5つのメニューにわけ、市民に対し紹介しております。

4つ目は(4)担い手の育成・消費生活センターの拠点化として、重点目標5にあたりませんが、平成29年度の第2回協議会にて募集についてご説明しました「消費生活サポーター制度」、こちら「自立した消費者の養成」「消費生活に関する市民の声を消費者行政に反映させる」ことを目的に市民のみなさまに対し公募をかけましたところ、全14名の応募があり、本年度消費生活サポーターとして活動をしていただいております。

4月に委嘱式を行い、1年を通して啓発活動への参加や研修会等を実施予定です。実は本日も午前中にその一環として市内の公共施設、クリーンセンターと送水管理センターを視察していただきました。

これまでも、5月9日に実施しました駅周辺での街頭キャンペーン、こちらに参加していただいたり、6月25日に開催しましたくらしのセミナー、こちらの受講をしていただいております。



ります。今後は研修会を経て、「サポーター会議」として、市へのご意見等をいただく予定です。

そして最後、5つ目が(5)外部団体による啓発推進として、こちらも重点目標5にあたりますが、スライドを見ていただきますと、委員のみなさま、各方面で事業を実施していただき、または今後予定ということで、もし日程等教えていただければ、例えばその様子を Facebook で紹介するなどしたいとも考えておりますので、よろしければご検討ください。

これまで同様、継続していただけるものもあり、また新たに事業に取り組んでいただけるものもございます。梅本委員ご協力により、静岡県労働金庫沼津支店にて啓発チラシ「たからっこ通信」を配架させていただいておりますが、金融機関へのチラシ配架というのも効果があると考えています。このように、できることから、そして連携できるところは少しずつ、まずは協議会内の各主体間で実施し、広げていきたいとも考えておりますので、またアイデア等ありましたら、この後にご意見いただけると幸いです。事務局からは以上です。

<会長>

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、ご質問・ご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

<会長>

私からひとつ案なのですが、ひとつはですね、どこの市でもそうなんですけど、事業一覧なんですけど、確かに関係はしていると思うんですけど、関係の度合いの濃さが違うと、いいですか、そのへんはどうなんですかね。

<事務局>

現状、正直申し上げますと、少しでも消費者教育に関わっているのではないかといった、該当する事業をですね、各課から出していただいて、それを一覧にしているというのが正直なところなので、確かに消費者教育の推進で各事業がどれだけのウェイトをもっているかと言いますか、それについては今後また評価の仕方というのを考えていかなければいけないのかなと思っております。

<会長>

まあ、評価というか、例えば別の言葉でいうと EST とかあるじゃないですか。調べてもらえればと思うんですけど、あれ結構漠然としていて、結構広いんですよ。で、消費者教育とか消費者市民社会という、確かに環境とかとの関係もあるんだけど、やっぱりどこか消費に絡んだ形での環境を学びとかですね、そういうのがやっぱり関係しているかなと思うんですよ。みんな関係あるんだけど、度合いがちょっと弱いのかなというものもあって、今、消費者庁の方でも議論があるのは、実は深さとコアになる部分と消費者教育のコアの部分と周辺がある部分の分けがある程度できないと、ちょっとまずいんじゃないかとい

う意見も実は出ていて、今、そういう議論も出ているんですけど、別に国がどう動こうとも構わないんですが、こちらとして、沼津市として、何かこういう視点でいきますよ、この辺をコアと考えていて、この辺を周辺と考えていますよという考え方を示すと良いかもしれないなど。その中で事業を分けた方が良いかなと見ていて思ったので。これ内容を見ていないので、細かいところはわからないんですけど。

もうひとつ、例えば放課後児童クラブで、お金についてやるのはすごく良いと思うんですよ。今子どもたち自分で買い物しますし、コンビニやスーパーに行けば買うと思います。ただ、もう一方では、学校の指導要領も変わりましたね、変わります。その中では小学校では売買契約の基礎を教えるというのも出ているんですよ。これ、今まではなかったことなんですね。つまり、売買契約の基礎を小学校の高学年だと思いますが、教えることを想定している、言われていることを考えれば、お金も大事ですけど契約のいろはというのか、それを導く中身も、できれば教えていただいた方が良いのかなと思いました。これ、成年年齢の引き下げにも関係してくることなんですよ。で、そういうのはちょっと内部的なことですので、工夫ができればしてもらえればと。

#### <事務局>

そうですね。今回の、この放課後児童クラブということで1年生から4年生、高学年といろいろな年代がいるということもありまして、みんなが参加できるものということで考えたものになるのですが、今後小学校・中学校の授業の中にも入りこめればというのが理想的なのかなと思ひまして、その際には指導要領に即した形で、しっかりとした講座を展開していく必要があるのかなと考えております。

#### <会長>

小学校1年生と4年・5年生では全然違いますからね。ちょっと難しいのかもしれませんが。1年生あたりだと、あまり難しいことを言わないで、「頑張りましょう」みたいなレベルだと思いますので。その他はいかがでしょう？

#### <芹澤委員>

先ほどの説明の中で、たからって通信というのがあったかと思うんですけど、これって年に4回、発行しているようなのですが、掲載されている内容とかは年間の予定とかをたてて載せているんですか。

#### <事務局>

掲載の内容についてはですね、年度初めの段階では特に決めてはいないです。だいたい1シーズンに1回くらい、3ヶ月に1回くらいで発行を定期的に行っているんですけども、その時に、消費生活センターで相談を受けている事例、そちらをテーマにすることが多いです。

<委員>

計画の中にあるんですけど、例えば年に4回の発行の中で7月と9月が高齢者に主に配布するような形なんですよね。5月と12月は街頭キャンペーンということでいろんな方が対象になっていると思うんですけど、この中で7月と9月が高齢者の方に気をつけてほしい内容で書かれたらどうかと。資料の水色の高齢者、一人暮らし高齢者に配布してほしいということですよ。

<事務局>

民生委員のみなさまにお配りしていただきたいというものと、市内の公共施設の方で配架ということで。

<委員>

7月のは7000部作成ということで、うち6580部が一人暮らし高齢者ということで、配るわけじゃないですか。内容を見ると、クレジットカードとかSNSとかって、それ高齢者向けなのかなってちょっと思ったりもして。民生委員のみなさんに配っていただく一人暮らし高齢者の実態調査っていうのが、去年までは65歳以上だったのが、今年から70歳以上と年齢が引き上げられているので、70歳以上の方が見られるような内容が良いのかなと思いました。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。内容について、クレジットカードの明細というのも、実はこのたからっこ通信を作成するときに、実際に60歳代、70歳代の方からもこの相談が重ねてあったということもあったんですけど、確かに配布時期でしたり、わかりやすさといったところでは、もっと配慮するべきところがあると思いますので、今後の貴重なご意見として承ります。ありがとうございます。

<会長>

確かに、高齢者が直接あたる内容にした方が良いかもしれませんね。他はいかがでしょう。

もう一点良いでしょうか？

ひとつはですね、出前講座がかなり増えてきたと思うんですけど、これは努力されたんだと思うんですが、さらに増えたときに、対応が可能かというのが心配かなと思うんですけど、その辺は大丈夫なんでしょうか。例えば倍くらいになっても。

<事務局>

そうですね。確かにこの出前講座、センターの職員でまわしているんですけど、どこが限界かというのは、難しいところもあるんですけど、今、市としてはこの出前講座が一番啓発の機会として、一番重要な、貴重な機会だと思っておりますので、できる限りお受けし

て、場合によっては、東部県民生活センター、県の方もですね、もしこちらの人出が足りなければ、出前講座のお手伝いもしていただけるという力強い言葉もいただいているものですから、できる限り、頑張っていきたいと思っております。

#### <会長>

それこそ、サポーターさんもいらっしゃるので、サポーターさんがおやりになればですけど、講座をやったりだとか、協会さんの方も。

#### <事務局>

協会さんの方は、実際に出前講座もされているので、今後、そうした連携というのは必要になってくるのかと思います。

#### <会長>

そういう形をとっていかないと、数が増えたときに、厳しくなっていくのかなと。

もうひとつはですね、司法書士会さんや弁護士会さんもそうなんですけど、沼津でもやってほしいですね。

そとでやったという事例も良いんだけど、結局、沼津でどれだけ貢献できるということが大事かと思いますので、できれば沼津で 1 回、2回、何かご検討いただければと思います。ぜひお願いいたします。ですね。

#### <事務局>

そうですね。例えば、我々が出前講座などで PR する時に、今は「消費生活センターでこれができます」とお話しすることが多いんですけど、例えば、弁護士会さんや司法書士会さんの方でも「こんなことができるよ」といった情報をいただくことができれば、そうした時に一緒にご紹介することができると思うので、また相談させていただければと。

#### <会長>

委員さんもできるネタはお持ちで、県内でやっていることもあると思うので、ぜひご協力いただければと。そうすれば、少し事務局の負担も多少減るかもしれませんし。

#### <深見委員>

この資料を見ていて、(架空請求の)ハガキ、先々月と先月に2通来たんです。まさにこんな形で、裁判になるというかたちで。消費生活センターで勉強させてもらったんですけど、バクバクするんですよ、やっぱり。「大丈夫、大丈夫」と思うんだけど、実際に来るとね。それ「給与の～」っていっても、私働いていないので、給与なんてないですね。だけど、まさに、自分の該当するものがあるとね、知っていても驚くんだから、すごくやっぱり怖いと思うんですね。

6月の時ですかね、セミナーがあった時に、これくらいの「困った時にはご連絡ください」

といったものを、ちょっとまとめていただいて、私、太極拳を教えるので、その時30人くらいの方にお話して、こういうことがあって、私は実際にハガキを持って行って、「こういう事実がある」と。でも、教えてもらっている私でさえバクバクするから、本当にこういうことがあったら、とにかく188(いやや)に電話してと。その188(いやや)自体を知らないんですよ。

なので、もっと、例えば老人会とか。私、今年65歳以上で、今年万年青大学に入ったんですけど、そこでもこういう話っていうのを、もっと具体的に踏み込んで入っていく。そういう、私が作れる時間を使って、来月からやらせてもらおうと思っているんですけど、そういったもっと身近なもの、例えば電話番号をもっているだけでも「あ、ここに電話すればいいんだ」と。行き先がわからないんですもん。みんな。私もいっぱいひっかかっているんで。そういうもっと具体的な、ちいさいことでも老人会に配布するとか。高齢者は詐欺にひっかかるのがすごく怖いと思うので、「とりあえずわからなければここに電話」というのがあるよね。大変でしょうけど、そういうことをしてもらおうと安心感があると思うんです。

#### <会長>

おそらく、4、5年前には配っていたと思うんですけど、188(いやや)はまだなかったけど。

#### <金崎委員>

くらしのセミナーでもこの前配っていましたね。

いろんなところで会合に出たときに、話をさせてもらって、これを電話のところに貼っておいて。困ったらとにかく、何かあったらここに電話してと。

#### <深見委員>

「私もちょうだい」と、みなさん持って帰っていましたね。手元において、草の根でもよいから、お友達にも言って、広めていければ、まれに早いですから。口コミの方が。もっと根付いていったものになっていって、被害も防げるのかなとも思います。

#### <金崎委員>

それと同時に、私たちはみんなの中に、地域の中に入り込めるじゃないですか。「何か困ったら、もし行政にすぐ電話するのに抵抗があったら、私のところに電話して」という風にね。地域の中で「こんなことしたら良いんじゃない」「ここに相談して」とアドバイスできるようにしています。

#### <会長>

大昔だと、国からボンボンお金を出していたので、結構作れていたんですけどね。今は出さなくなってきたので、作りにくいかなと。在庫はあるかもしれないですけどね。

で、188(いやや)の問題は、おそらく国の問題で、国の方が、本当は消費者庁がなん

とかすべきで、まあ今は作っているみたいなんですけど、あれはみなさんの言うような、全国的な取り組みかなと思っています。

#### <神田委員>

2022年からだと思うので、具体的に高校でどういうふうになるかなということを想定すると、中学2年生が高校3年生になる時であって、人によって誕生日が違って、18歳になったら、もうあなたは未成年じゃないよっていう状況が生まれるわけなので、本当に今の段階で、まだ具体的な対応まではっきりとイメージがしきれていないというのが現状なんですけど、要は生徒指導について、ものすごく大きく考え方を再統一しないといけないだろうって課題が間違いなく目に見えています。

こんな事例って大きな犯罪にかかるようなことって、そんなに多くはないけれど、少年法適用なのか刑法適用なのかって話だと思うので。それでも大違いで、「処分が違うじゃないか」というようなね。保護者ってということを定型的に私たちは使うんですけど、それを厳密に言うと「いや、もう保護者はいない」という高校3年生がうまれると。だからこれはすごく大きなことだなというのは間違いはないんだけど、実はその2022年には高等学校にとっては、先ほどお話にもあった学習指導要領が全面実施の年なんです。その中に例えば、「公共」という時間。今は公民っていう教科の中で現代社会なんて教えているのが、今後はその中で高校1年生や高校2年生にきちんと教えていかなければいけないんだろうけれど、子どもたちが中学校段階までにどういうことを教わってきているのかなと。まだ現時点では何もわからない。いろいろ整備していかなくちゃならない

#### <会長>

そうですね。今すぐの問題ではなくて、今の高校生の問題ではないんです。なので、今まで、成年年齢の引き下げの以前の消費者教育がどうかという話ではないんですが。今のところは、それをきっかけに動こうとしているんですね。

#### <神田委員>

消費者教育の大切さそのものは本当に間違いないと思います。

#### <会長>

それでは、次の議事に移りたいと思います。(2)平成30年度後半の取り組みの検討について、事務局からお願いします。

#### <事務局>

後半の取り組みについてということで、委員のみなさまからのご意見をいただきながら検討していきたいと考えているんですけども、やはり今後、後半に向けてですね、消費者教育ということで考えますと、今後の出前講座をまず、しっかり行うこともそうなんですけど、3月17日(日)に消費生活展ということで、我々としては、一番大きな啓発できる機会が

ございますので、そちらの方をしっかりとやっていきたいなと思っています。現時点では、まず昨年度、出展していただいた各団体に対して、出展意思の方を確認しているんですけど、現時点で 1 団体、おそらく今年度は出展しないということで、できればそこに沼津情報ビジネス専門学校さんでしたり、沼津工業高等学校さんでしたり、そうした若い方たちも一緒に消費生活展に入り込んでもらって、盛り上げていけたらなと思っています。やはり、我々としては、高等学校、若い世代に対して力を入れていきたいということは、計画の中でも明記されているので、今後後半に向けては、特にそのあたり、今後の方針といえますか、方向性を見出せればと思っています。

また、ぜひそのあたりについて委員のみなさまからも「こういった形が良いんじゃないか」とかアイデアをいただけると嬉しいなと思っています。

<会長>

消費生活展ということでいかがでしょうか。私も参加したことがなくてちょっとすみません。様子がわからなくて申し訳ないんですけど。

<加藤委員>

私、平成 27 年の時に参加させてもらったんですけど、自分の子どもはたまたま、ごみ対策推進課のやっている方の、ごみの標語に選ばれて会場にいて、その表彰と消費生活展とフリーマーケットがあったんですけど、フリーマーケットが一緒なのが良いのか悪いのか、表彰も、なんか「みんな見てるの?」というところだったり、消費者教育や啓発をやっていても、フリーマーケットを目当てに、人を集めるためにフリーマーケットといっしょにやっているのかなと思うんですけど、フリーマーケットがメインになっちゃっているのかな。ちょっと厳しい意見かもしれないですけど。それでどこまで、そこに来た高齢者の人とかが、消費者教育とかの話が浸透しているのかなとか、そこに来た自分の子どもなんかも表彰のために来たんだけど、フリーマーケットやってるから、フリーマーケットに寄っていい感じという感じで、結局そっちがメインになっちゃってるのかなと、すごい感じたんですよ。なのでそのあたり、フリーマーケットやってるから人が来るというのがプラスなのかマイナスなのかというのもちょっとどうかと、何年か開催して、これから考えていく課題なのかなとすごく感じました。

<会長>

ずっとフリーマーケットと一緒にやっているんですか？

<金崎委員>

10 年くらいは(やってるか)以前は文化センターで。

<会長>

もっと昔は消費生活展だけでやってた？

<金崎委員>

そうです。

キラメッセが新しくなったんですよね。その時、2 週連続で冬場やることになったんですよ。消費生活展をやって、その翌週にフリーマーケットを。で、一緒にやったらどうかという案で一緒にやることに。

<会長>

やっぱり、消費生活展だけだとあんまり人は来ない？

<金崎委員>

やはり、それなりに。それに対して意識のある人しか来ないというのはあったんですね。

フリーマーケットと一緒にすると、それでもフリーマーケットに来た人が、ちょっとあそこ知り合いがいるから立ち寄ってみようかと、表示なんかも見てくれるかなという思惑があったんですね。

<会長>

よくありますよね。何かと一緒に消費生活展。あると思います。

その辺は事務局はどう考えているんですか？

<事務局>

そうですね。まさに先ほど加藤委員のおっしゃったところが、我々の今後の課題だと思っているところでして、確かにフリーマーケットと消費生活展、毎年 2 万人くらいの来場者がいるということで、そういった意味では集客力は申し分ないのかなと思うんですけども、その中で、いかにこう消費者教育、啓発の方を行っていくのかというのは、やはり今後の課題としてあげられるのかなと。

今も、実際に自分たちのブースでしたり、啓発ブースでしたり、メインのステージで昨年度までは寸劇みたいな形でこういったトラブル気をつけようねということをしてきたんですけど、やはりそれだけだと、効果がどこまであるのかということもありますし、ブースの方も今はただ掲示しているだけというところもちょっとあり、例えば、今の時点のアイデアとしては、2 年前によしもとの芸人のヌマンズさんと作った動画でしたり、そうしたものをずっと流して、定期的にこういったトラブル気をつけましょうねといった、ミニ講座だったりとか、結構映像ものはちょっと見てみようかなと、そうしたこともあるかと思いますので、少しでも、現状の形の中だと、いかに消費生活センターのブースの前にとまっていただけのような工夫をしていくのが、まずそれが必要なのかなと、今は考えておまして、そこは今年度、何か少しでも改善できればなと考えております。



### <事務局>

先ほど、今年やらないよというところに別の団体さんに入ってもらってという考えもあるんですけど、表彰というお話もありましたけど、昨年もエコの食事やメニューですかね、そういったものを使った、表彰をすると、やはりその方と子どもさん、もしくは親御さん、親戚、友達とか集まるんですよ。そういうことを考えると、ステージでのもち方ももちろんなんですけど、各ブースで立ち止まるようにということで、工夫としては各ブースをまわると、そこで直接お話をしたり、クイズに参加することでハンコをもらって、いろいろいくつかまわると景品をもらえるよということで、真ん中にフリーマーケットのスペースがあり、そのまわりにぐるっと取り囲むように消費生活展、ブースがあるんですけど、なのでそのステージのもち方、置くところも非常に難しいところではあるんですけど、そのステージで何をやるのかということやステージの時間、どういった時間帯にやるのかとか。今は各ブースで足をとめてもらうために、直接お話をし、そこにいる方とお話をし、クイズに答えることでハンコをもらって、それをまわってということで、毎年工夫はしているんですけど、それをもっと参加する、先ほどの子どもたちが来ると親が来たり友達が来たりというものもあるよということを見ると、空いたブースに若い子が、なにかやってくれることで、また人も集まるのかなと、ちょっと今は手探りなんですけど、いろいろ考えてはおります。

### <金崎委員>

ちょっと出展に絡んでなんですけどね。静岡の方に行っていますと、袋井商業とかが商店として、独立したものをやっていますけど、沼津商業さんなんかも、沼津ショッピングセンターありますでしょう。ああいう高校生にブースのところに入ってもらおうというのもひとつの手かなと。若い人たちにね。

袋井商業はすごいですよ。ちゃんと総会まで開いてということで、ちょっと商業高校なんかにもあたってみて、一緒に出展してもらえれば、子どもが出てくるから親も出てくるという形で、少し良くなるのかなと。それは消費生活展の時に言おうと思っていたんですけど。今ちょっと。

### <事務局>

高校だけではなくて、先ほど講座に行ったよということで、沼津情報ビジネス専門学校、そこにもいっぱい食品づくりやパン作りやいろんなことをやっているところがあるんですけど、やはり食品というのは少し難しいところもあるんですけど、あそこで作ることができない。ただ、山口の方でもあちこちあたってきて、これからまた、高校生とか入ってもらえるといいなと。工業高校の方でも。と考えています。

### <会長>

いかがでしょう、他に何か。「こういうのあったらよいんじゃないの」とかあればぜひ。

<会長>

掲示が見やすくできてればっていうのもあるんですけどね。物によっては作っただけで見にくくなっているものもあって。

私もあちこち出ているんですけど、消費生活展。ちょっと、本人たちは良いんだけど、見てもらえる内容になっているかというところと見づらくなっているということもありますよね。ああいうの、もう少し文字大きくした方が見やすいですよとかね。そういう工夫も必要かなと。細かいことですけどね。

あと、クイズでまわるとスタンプもらえるっていうの、よくあるんですけど、あれも例えば大人向けと子ども向けにするとか。子ども向けがあると、子どもは立ち止まってやるんですよ。でも、それを大人向けのものでハンコ押しちゃうときつかったりするの、クイズも2パターンとか3パターンとか。そういう小さなことでも結構ね、大事なと。

こちらは軽量とやっていますか？何が何キロとかやると結構盛り上がりたりとか。お米測らせたりとかね。で、なにかノベルティグッズをあげたりとか。ああいうのもやってみたりとか。子どもがやると親も残りますので。

いろいろ工夫ができると思います。どこも厳しいですよ。消費生活展自体。だから、なにかうまい工夫をしないと。みんなが来て、楽しく帰っていただくっていうのがね。なかなかできないかもしれないけど、いろいろ試してみてくださいね。少しでも、まわりの消費生活展の方にも関心をもってもらってというのが作れると良いと。

何か、ゲームとかないですか？

<事務局>

センターとしてはいいです。他のブースですごろくとか、そういうのがあつたりはしますけれど、消費生活センターとして、そういった工夫というのは今はしていないものから、そのあたりは。出展者さんの中ではいらっしゃいますけれど。

<会長>

他にどうですか？事務局で他に後半相談したいこととか。

<事務局>

やはり、力を入れていきたいというところで、出前講座。そこについてですね。今後の展開の仕方というのを考えていかなければと思っているのですが、会長からもご指摘があったように、単純に回数だけ増やせばよいのかということも今後出てくると思うんです。内容だったり、対象をどこかにコアな部分をつくっていかなければならないと。今は沼津市は、特に高校生ということなんですけれど、なかなか高校生も今は戸別訪問を全部して、これからということなんですけれど、今後継続して高校に働きかけていく中で、どういった形で。同じように戸別訪問していくのが良いのか、それとも事前に何か形にして、学校に配布して「どうですか」と入り込んでいくのが良いのか。そのあたりの案などあれば、ありがたいと思っております。今は行ってお話をして「こんなことやっているんですけど、どうでしょう

か？」ということで、全部の高校を私の方でまわらせてもらったというのが、今年度の正直なところなので、それを毎年度やるべきなのか、それとも何かもっと良い形がないかなど。

<会長>

2つありますよね。センターさんが出前講座をやることに対して、レベルアップするにはどうすればよいかというのと、あとは学校に対して出前講座以外のアプローチってどういがあるのかと。

<事務局>

入り込み方ですね。出前講座に限らず。

<会長>

その辺について、何かご意見ありますかね。

<神田委員>

先ほど山口さんがご紹介してくださった通りで、私、その時に少し高等学校に対して工夫すべき、あるいは工夫できるといったところで申し上げたことが、出前講座を呼んで、来ていただいて、やっていただくという時間が、そもそもどの時間の枠なのかということなんですけど、新たにその時間を加えてっていうのは、キチキチのスケジュールの中で、出来ないのが現状だから、今度の沼津城北さんがどういう枠なのか聞いてみないとわからないんですけど、おそらくは総合的な学習の時間の中のどこかということなのか、ことによっては LHR と言われる時間のどこかで学年、3 年生を対象なのかという位置づけがされていると思うんですよ。

先ほど申し上げた通り、消費者教育の充実というのは絶対に大事なことだと思っていますので、その趣旨に合致する学校の目的、指導計画の中の「こしかない」といったピンポイントのものはきっとないものだから、さっき言った今度は「公共」という時間の中かもしれないし、あるいは学年の LHR や学年集会。卒業を前にしてといった時なのかもしれない。といった、学校が目的をどこに置くか。重心を置いて出前講座をお願いする。そういうことだと思います。ですので、ぜひプラスアルファの時間をとってとおっしゃらない方が良いでしょう。

<事務局>

城北高校に関しましては、学年集会の時間で。先にやります、桐陽高校では LHR の時間でお話の方をさせていただく予定になっています。

その中で、「遭いやすい消費者トラブル」ということでお話をしてもらえないかと。

今までも、実績で見えていきますと、そういった時間でお話をさせていただくことが一番多いのかなということで、昨年度も卒業前の飛龍高校の 3 年生のみなさんに対してですね、講座の方もしておりますので、一番その、実績と話しやすさを考えますと、神田先生のお

つしゃるところなのかなと思うんですけども、なかなかこう、どうしても行政のあるあるではないんですけども、新年度入ってからみたいところが今までもあり、カリキュラムがかっちり決まっている中で、という状況もありました。

<会長>

4月の段階では決まっていますもんね。

<神田委員>

消費生活センターでは、学校では教えられない専門性の高い実例に伴ったすごく大切なものですので、それを入れられる場所さえあれば、本当にぜひ。それこそ授業の一部に入っていて、今日のゲストスピーカーだよ、というのも十分可能だと思います。むしろ、その方が学習効果も高いと思いますので。

授業全部やってしまうより、一部の方が、先生がまとめられるので、先生もやりやすいかと。

<会長>

あとは今の話だと、人数が多い出前講座と、少ない、クラス単位で色が違うと思います。質も違う。だからやり方も違うと思います。その辺の工夫が求められると思います。

ということになると、講師をやられるみなさんは、国センとか、県がやっていたと思うんですが、ああいった講師養成講座とか受けられると良いかと思います。いろいろ学ぶことができると思います。学校の先生向けのものもあるんですけど、あれも多分勉強になると思います。ちょっと研修費の問題があるかもしれませんが。

<会長>

あともう一つ申し上げますと、みなさんが出前講座をするときも、先生方を支援する可能性もあるわけです。先生方によっても知識が不安な方もいらっしゃるし、専門が違うからわからない、そういった先生たちをどう支援するかというのも出前講座以外でも学校に入り込めるところかと。そちらが結構、今は問題になっています。それはセンターさんが消費者教育の拠点として言われているんですけど、センターの仕事でなくて、そういった提供をしているところの情報を集約して、何か欲しいものがあったら遠慮なく言ってねと。そういうやり方もあるのではないかと。

<事務局>

そうですね。実際、7月31日に実施した、加藤学園暁秀中・高等学校も教職員の先生に。ということで、今までなかった形だったんですけども、面白いなと思ひまして。今までは生徒のみなさんにと躍起になっていたところもあるんですけども、逆に教職員の先生に教えることで、それが生徒のみなさんにおりていくといった、そういったアプローチの仕方もあるのかなというのは、今回感じるころではあったので、そういった方法もありま

すよというのは、例えば今後必要な情報提供だったりをしていきたいですといった PR の仕方はあるのかなと思っております。

#### <会長>

そのためには情報を集めておかなければいけませんね。

国からもいろいろこれから来ると思いますが、まだ不十分で。結構、ただでくれるところもあります。教材も含めて。そういった情報ももっていると、先生方にも教えてあげられたりできます。中には生徒全員分只でくれるところもあるんですよ。

そういった工夫もあるかなと。なので、出前講座だけではないです。

#### <事務局>

今回、せっかく各校をまわらせてもらったので、それでつながりをもてた部分もあると思うので、そういった情報を発信するようにしていきたいなと思います。

#### <会長>

ちょっと妄想かもしれませんが、たからっこ通信の先生バージョン、そういったものもたまに流すというのもすれば、「ああ、センターこういうこともしてくれるんだな」と思ってもらえたり、「こういうのありますよ」といった情報提供もすれば、うまくいく可能性もあるかなと。

#### <会長>

せっかく来ていただいているので、ご発言があれば遠慮なく。

いただいてよろしいですか。せっかくですので。他のテーマでもよろしいですよ。これからのことでも。

市川さん、いかがですか。何かあれば。

#### <市川委員>

私の立場は、前はサポーターではなかったんですけど、サポーターができて、何をやるのかなと。何をやるのかというのもおかしいんですけど、いろいろ広報の方から聞いているんですけど、もう9月になるんですけど何も活動とかしていないんですよ。先ほど会長がおっしゃったように、サポーターの方がいるんだから出前講座というお話もあったんですけど、そういう域に達していないし。

ただ、サポーターの趣旨がですね、いろいろ聞いてるんですけど、みなさんのいる前でどうこう言いたくないんですけど、何をするのか。また、この場にいること自体が良いのか悪いのかというのもあるんですけど、おっしゃることは全て当たり前だし、校長先生もいるんだけれども、自分が高校行くときに、こんなことも聞いたからとか、忙しくてそんなことやってられないやという立場だったんで、ましてや東高だったらね。なにくだらないこと言ってるんだっていうね、立場だったとおもうんですけど。多分、見るものがあれば見ると思うんですよ。何か問題があれば、そういうものをどこにどうすれば良いとか。だから僕ら

が入っていくならば、ホッケー部だから、自分の後輩のところに行って、どうこうっていうのはできるわけなんですよね。1年に1回、必ず正月に元旦試合とか、なんかいろいろなのがあるんだよね。合宿もあるだろうし。当然、一般的に言えば、入学式があって卒業式があって、香陵祭もあるだろうし。案外こう、先輩が来たとかね。案外従うんですよね。先輩がくれば、言うこと聞くとか。何かあったら相談しろよとえば、簡単にね、相談してくれたりするし、また、その中に議員がいたり、弁護士がいたりとか仲間がいるわけです。ただその、かしまって言うよりは、そういうざっくばらんに。さっき言った、学校に一人ずつ誰かまたね、市の人間じゃなくても、何かそういう担当の人が必ず、県から派遣されるとか、市内ならしとか、民間なら民間から、必ずそういう人がいれば、わざわざ役所も大変だろうし、僕らも大変っていうのも変なんだけど、サポーターもやるんですけれど、教育って言っても、高校にしても消費者として確立した、立派な消費生活をする人を育てるっていうんですけど、僕らが育ったとしても、みんなに啓発するような内容っていうのが、街頭でティッシュ配ったりとかして、じゃあなんだと。15分で何ができるんだと。弁護士の方もいるし司法書士の方もいるし、警察もいるし。時々しゃべりますけれど、まあ終わったなという感じで、何かよくわからないうちにやったというか。

確かに参加していますけれど、それで良いのかなと。いますけれど、なんなんだろうと。なので意見と言われても、確かにサポーターはじまっているんですけれど、本格的なことをやっていないわけなんですよ。で、毎月やれば良いと思うんですけれど、年に3回、2回なにかありますよと書いてありますけれど。僕らも忙しいんだけど、役所も忙しいんだけど、どうせ徹底的にやるならば、毎月何かやるような形にすれば、1年間いたとしても、何か会議に出てきても言えるんだけど、サポーターがなにをするかわからない。わからないっていうのもおかしいんですけれど、自分のためにどうやら、周りに対してするっていうことだと思っていたんですけれど、そこまでは考えてらっしゃらないようですし、その辺が、まだ会議もありますけれど。

#### <事務局>

今、サポーターの担当をしています、鍵山です。去年までモニターという形で参加していただいていたしまして、モニターの時にはいろいろスーパーに行って価格調査をやっていたんだけどというのが主なモニターの仕事だったと思うんですが、正直、今、価格調査を29年度、今年度は行ってないんですけれど、じゃあその時モニターをどうしようかという話に一回なったんです。

ただ、やはりこうした消費者の方の意見を直接聞ける場っていうのは、やはりつながりという点ではモニターの方っていうのもありましたので、やはり残したいなというのもありまして、サポーターという形で、名前を変えて、研修の内容も変えていかないといけないというのもあったんですけど、それで今年度行っているんですが、確かに正直、「サポーターの方にどうなってもらいたいのか」というのをあまり、最初の時点で打ち出せてなくてですね。大変申し訳なかったんですが。今、こうして事業を実施する中で、やはり消費者教育の担い手の育成というのがひとつありますので、サポーターの方たちにはぜひ、今度9月の

下旬に第1回の研修会があるのですが、そこでは内容をですね、「高齢者の見守り」ということで行いまして、サポーターの形にそういった知識を得てもらって、地域に戻った時に例えばまわりの友人とか、会社の方ですとか、ご家族の方ですとか、そういった方たちですね、いろいろ見守りですとか、知識の方を広めていっていただきたいなと思っているのですが、そういった形で第1回を考えております。

<市川委員>

またそちらの会合で言えばいい話なんですけど。

<会長>

要は、サポーターっていうのは、多分、求めているのは行政のサポートをしてほしいんです。ですから、まだなにが行政のサポートになるかが、まだ試行錯誤されている段階で、やっぱり消費者行政部局も規模が限られていますので、そういった中で、いろんな場をこなしていますから、そういう時に一緒に協力してくれるサポーターがおそらくほしいんだと思いますので。

<市川委員>

先ほど地域に戻ってという話があったんですが、地域に戻った時のことを言われますけど、自治会の関係があるわけですよ。自治会は自治会で役員がいるんですけど、サポーターなんて言うのは何もどこにも出てこないわけですよ。地域に関して言えば、どこにも出てこないと思うんですよ。それで戻った時に、隣近所に世間話に行った時にも、僕は男ですからあれですけど、女の人なら世間話で喋って広がるかもしれないですけど、そんなので追いつかないと思うんですよ。いろんな悪徳業者とかがやることに関しては、弁護士さんも司法書士さんもいますけれど、僕らは建築やってて建築士会で、建築相談とかもやっているんですけど、そんなんじゃないですよ。

弁護士さんに電話したとしても、お金もかかるだろうし、いろいろありますよね。一般的なこととか、上っ面の部分しか話してくれないだろうし。やっぱりお金がかかるわけですよ。それで消費者センターに電話した時に、どういった対応をしてくれるかっていう話をして、僕らはどこまで言っているかわからないんですよ。「なんでもあれば言っているよ」って言っちゃっているのか、それが警察が入ってくるのか、いろんな問題があるじゃないですか。そういうのを、上っ面しか知らないんですけど。その辺で動いてよいのかと。

<会長>

その辺を今度説明して下さるんじゃないですか。

<金崎委員>

つなぎで良いかもしれない。相談の方へと「してみてください」って。

<深見委員>

相談する窓口がわかっていれば良いってことですもんね。

<金崎委員>

良いってわけでもないけれど、自分たちで判断してちょっとでもできることがあれば良いけど、なかなか難しいから、その時にみなさんでも相談しやすいように、すぐに行政っていうと、少し身構えるかもしれないけれど、近所の方だと言いやすい。そこで、行政の方へつないで、「ここで相談してみたらどう？」と言ってやるのも役目かなと思うんですけどサポーターの。どうでしょう。

<市川委員>

できれば自治会の方に、こんなところがあるよと。こんな人がいるよと。だから、そういうところに言いにくい方は相談と。何もわからないじゃないですか。広報にサポーター募集ってあるだけで、決まりましたよっていうので終わりかもしれないけど、なんだお前らはって。

サポーター会議の時にも身分証もないし。言っても、前だったら身分証があるから、マーケットに行けば店長にも話ができたと、できたけど。今は終わっていますし、勝手に言っても、知っている店長なら話もできるけど、消費者としては自分の経験しか話せないですよ。今までなら、マーケットに行けば店長とかいろんな人に話聞けたんだけど、今はいっさいないので。それを続けてほしいっていう人もいましたけど。

そこら辺の、言われたらこたえればよいのか、中に入っていけばよいのか。そこら辺が、今まではできたんですけど。今はいっさい。来る人に対しては答えられるけど。サポーターに関して言えば。また、話はします。

<事務局>

まだどういうことをサポーターの方にお願いしていくのかということも含めて、今後、研修とか会議を年間通して行っていく、年間15回のスケジュールで行っていきますので、その中でお伝えすることだと思います。

次に、第1回の研修会なので、まだはじめてサポーターになられた、モニターの経験もない方もいらっしゃいますので、そこでこれから状況を考えていきたいと思っています。

<会長>

よろしくお願ひします。それでは、梅本さんどうですか。

<梅本委員>

私の方は、事業者の方、いわゆる労働金庫としてのお客様ということもあって、中心とってくるのですが、20代から60代の方もいわゆるクレジットの方で悩んでいる方がいます、非常に多いなと思っております。



先般も20代の方が特にギャンブル等やられてはいたのですが、車のローン、ちょっとしたきっかけからですね、クレジットのローンが重なってしまって、1・2年くらいもう返済が自転車操業になっていて、困ってしまって、たまたまインターネットで見つけた東京の弁護士さんの方へ話をしようといったところで、こちらの方に相談を、たまたまあってですね、地元の司法書士の先生にお願いして、今、相談をしてもらっているといったものもあります。

あとは、お子さんの教育ローン、教育費の問題から、知らず知らずのうちに生活がまわらなくなってしまうよと。本当、ちょっとしたきっかけで、そういったトラブルに巻き込まれてしまうところを、なんとか地元のネットワークで解決ができれば良いという風に思っています。

先ほど、学生の方々、あるいは高齢者の方々への学習であったり啓蒙活動ということもあったのですが、勤労者の現役世代の方々、そういった方々にも啓発活動は引き続き必要かなという風に思っています。

#### <会長>

すべての世代に向けてですよね。ありがとうございます。

榊原さん、いかがでしょう。

#### <榊原委員>

この事業、30年度の182事業、すべて自治会が関わるんですね。みんな関わっている。それでですね、私がいわんとすることは、当然啓発、チラシを自治会の組織、7000近くの組があって、そこに回覧がいくんですよ。ただ、問題がですね、回覧が各家庭に徹底できるかっていうのが、それが心配なんです。

やはり若い方っていうのはホームページとかいろんなものをうまく使えるんだけど、お年寄りっていうのは、まずそれは無理なんですね。ですので、我々も回覧に2つも3つも重ねてやるんじゃないよっていうのは言っているんだけど、なかなか、いろんな役が多すぎて、めんどくさいからって一度に3枚も4枚も重ねてまわしたりするんですね。

そうしますと、いつも留守しているとそこで止まっていて、見ないでそのまま回すんですけど。ですので、回覧を利用するっていうのは私ども自治会としても、どういうふうにしたら周知徹底できるか、考えてはいるんだけど、みなさんにも考えていただいて、今の手段、回覧のしめる割合は相当高いものですから、その辺も皆さんの力を借りながら、うまく利用できればなど。

それで、他にチラシ、いろんな色であるんだけど、もう少し、簡素化した、年寄り向けのチラシを少し考えていただければと。小さい字だと見ないんですね。だから目で訴えて、まず絵とかですね。そして大きな活字。もう少し、概要等をしぼってもらって、出していただくと良いかと思います。あまりにもいろんなものが書かれていて。やはり、高齢者見ないですね。本当は理想だと、私はいろんなチラシ、高齢者向けに全戸配布した方が良いと思っているんだけど。そこは予算的な問題もあり、なかなか難しいと思うんですけど。

それが一つ、私が30年近く自治会関係に携わって、昔と全然違うんですよね。そういうことをぜひやっていただけると。

それと先ほど言った、キラメッセでのイベントに表彰がからむ。あれもですね、私いったことがあるんですけど、あれエコがからむ。だから表彰に入れてるんだと思うんですけど、そういうこともやっぱり、みんながもっと関心を持つように、時間帯とか、みんながバザーで探しているときに、表彰やられていたってみんな見ていないですね。そういうことも考えていただくと良いのかな。

#### <金崎委員>

時間的にね、早い時間はみなさんバザーを見に来て、欲しいものに集中するんです。なので、もう少し時間をずらしてやる。

#### <榊原委員>

バザープラス表彰プラス消費者展。その辺をやはり、新しい試みをやるのも良いんだけど、少しその辺も整理していただくと。これから試行錯誤しながらやっていくと思うんですけど。その辺もぜひ考えていただくと。良いかと思います。

私共も回覧についていろいろ考えますので。いかに良いチラシを作っても見てもらえないと何もならないもんですから。よろしくお願いします。

#### <会長>

また検討していただいて。  
それでは続いて、桐澤さん。

#### <桐澤委員>

民生委員の方ですね。高齢者実態調査というのが年1回あるんですが、その時にチラシを、今榊原さんも言ったように、持っていくんですよ。やはり、これ、高齢者は見づらいですよ。もう少しわかりやすいものを作っていただいて。普通の若い人なら見ると思うんですけど、年寄り向けということで、少し考えていただいて。絵を多くするとか。工夫して。それがひとつ。要望ということで。年寄り向けは工夫できると思いますので。

#### <会長>

わかりました。ありがとうございます。渡邊先生、いかがですか。

#### <渡邊委員>

会長からも、沼津市でイベントを、というお話があったんですけど、弁護士会、静岡県弁護士会としての、委員会がありまして、そこをやっている関係上、どうしても東西に長いものですから、年2回、ジュニアロースクールをやるにしてもですね、東・中・西じゅんぐりにやっていくというのがあるものですから、たまたま今年度は3月に沼津でやる順番が来

るということなんですけど、ただ、8月に行った静岡市でやったものについても、実は東部地区からも来られる中学生もいらっしゃるんですよ。別に沼津市から来てはいけないとか、制限をしているわけではないので。

もちろん浜松とかでやる時も遠くから来てもらっても構わない。基本的には全県の中学生向けにやっている形になるんですね。もちろん東部でやる場合にはですね、東部の中学校にチラシをまくという形を当然やっているんですが、昔は全県まいていたんですけど、ちょっと東部でやるのに西部でまいても仕方ないだろうというものもありまして。そんな形なんですけれど、一応、県の弁護士会の方でもイベントのある時期になればですね、近くなればホームページ上やチラシとかで出ていますので。

一応、県全体でやっていて、たまたま沼津市で行われるというのが3回に1回まわってくるような話なものですから、そこらへんはなかなか毎年やってくれというのは、方向性があって。

ジュニアロースクールについては結構大掛かりにやっていてですね、年間そんなに頻繁に行えるイベントではないんですね。先ほどあったセンターの方のレベルアップの話もあったと思うんですけど、3月にもあるものですから、ぜひ見に来ていただければと思うんですけども。沼津の弁護士会でやりますので。寸劇とかもかなり本格的ですので。弁護士も10人以上ですね。中学生に対してもかなりの人数ですね、対応しているものですから。来ていただいて、こういうのやっているんだというのを踏まえていただいて、1日やっていますので、弁護士会がどういうことをやっているのかというのを見ていただいて、センターの方で弁護士会にどんなことが頼めるのかとか、弁護士会がどういう風に見えるのかなというのを見ていただくと、という風に思っています。

それと集客の関係なんですけどね、弁護士会のジュニアロースクールも、僕が主にロールプレイですね、役割を決めて刑事事件だったり民事事件だったり、中学生にいろいろ考えさせるということをやっているんですけど、午前中は裁判所の見学ないし法定傍聴をやっています。30人規模なんですけど、やっぱり集めるの大変なんですよ。で、やっぱり集客っていう意味では、裁判所見学とか法定傍聴とかいれると、やっぱり人が来ます。もちろん、保護者同伴も認めていますので、ちょっと時間があるから行こうというものもあったりするものですから。その消費生活展でいうと、フリーマーケットがどうかという話もあったみたいですけど、私からすると、せつかく人は集客できているのですから、それをどう風につなげるかっていうのを考えていただいた方が良いと思います。他にも何か、委員の先生の方でも、それをどう風に関わり付けるのかという話もありましたけど、せつかく2万人もいらっしゃるんですか、なかなか、おそらく消費生活展だけやっても2万人なんか来るわけがないものですから、その2万人の中でも全員を全員、消費生活展に向かわせるのは無理だと思いますけど、少しでも展示だとか寸劇だとか映像をながしたりとか、少しでも興味をもってもらって、一人でも興味をもってもらって、関わってもらえるようにすれば良いのかなとは私は思うものですから。私はイベントがあつたりすると、集客できる何かをつけられないかなとむしろ考える方なので、どちらかというと今のやり方で、私は形としては、集客の形としては良いと思うんですけど、あとは引き付けかたをどう風にするの

かというので、みなさんから意見もありましたけど時間帯を考えるととか、ゲーム的なものとかですね、会長からもありました、クイズを分けるですとか。やり方はいろいろあるのかなど。そういったところをまたセンターの方でご検討いただけると良いと思います。

#### <会長>

ありがとうございます。では鈴木先生、お願いします。

#### <鈴木委員>

司法書士会の方も、会の事業として、静岡県司法書士会の消費者の委員会と学校教育の委員会といった形で事業をやっているものですので、弁護士会さんもあったように、なかなか沼津でピンポイントっていうのが、人員の関係でなかなか実現できていないというような状況です。ただ、会の事業としては色川先生もご存知の通り、いろいろなことはやっているんですけど、そこをなんとか沼津で開催できればよいなというのは私自身も思っていて、感じています。

例えば、親子法律教育も2年くらい前に三島でやって、平成29年の時には富士宮でやっている。東部ではあるんですけど、一回三島でやったら、とりあえず沼津は外して次は富士宮でやろうかということで、なかなか沼津でピンポイントでやるのが現実的にできていない状況ですけども、会として、何とか沼津でできるタイミングがあればという思いではあります。

それから、あと高校生で法律講座を十数年前から県内の高校すべてに対して案内を送っているんですけど、送っているだけでは高校もカリキュラムが決まっていまして、なかなかピンポイントでそこに入れるっていうのは限られているなというのは毎年毎年の課題として感じています。昨年29年度は、定時制もいれて10校ですね。やはりほとんどが公立ではなく私立の高校で、3年生の卒業間近に、契約のこととか保証人のこととかということで、もうマンネリ化マンネリ化。その中でも昨年は「18歳の選挙権、あなたの一票で何が変わる？」とか「スマホに潜む落とし穴」という、多少内容的にも新しいものを取り入れるようにしているんですけど、やはり、会員が学校の方に訪れて打ち合わせをしたりとか、なかなか積極的にできない、案内だけを送って、応募があったところに派遣していくという現状なので、なかなか限られてしまっているというのが課題だと感じています。

それから、先ほどブースの話がありましたけど、ブースの件で言うと、会の方ではSBSのマイホームセンターさんで、家族連れが来るところにブースを設けさせてもらって、そこで親子で来ている家族の子どもたちを対象に、スタンプを作って、そのスタンプをまわって、それを押す時に印鑑の話とか、ちょっとした法律の話とかまじえて、説明するようなブースでやったんですけど。なのでなにかブースのところには会のブースとかがあれば、そこに行ってそうやって説明をすることも技術的にはできるかもしれないです。と思いました。

<会長>

ありがとうございます。弁護士会さんも司法書士会さんもいろいろやられていて、近域でやられてるのはわかっていたので。そうすると、そういう情報とかが何かホームページとかにあると。

<事務局>

そうですね。センターはそういう情報を集約して、っていうのは計画の中にもありますので、そういったところで、活動されているみなさんだと思うので、もしそうした情報を、我々もこれから集約するようにいたしますし、いただければそれを発信するというのもやっていければと思います。

<会長>

何かほかに、言い残した方いらっしゃいましたら…

(挙手なし)

それでは、第1回「沼津市消費者教育推進地域協議会」をここまでにさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

<事務局>

みなさま、本日はお忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございました。本日はいただいたご意見は、また後期にむけて、ぜひ活用していきたいと考えております。ありがとうございました。

またですね、第2回の協議会におきましても、また日程調整をさせていただいて、予定では来年の2月下旬ごろを考えております。また通知の方もさせていただきたいと考えておりますので、またその時にはご出席委の方をお願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。本日はお疲れさまでした。